

2019年8月30日
三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

1. 日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価

(2018年4月1日～2019年3月31日)

当該報告年度は統合新会社である三井住友 DS アセットマネジメント発足前であることから、活動実績に関し旧 2 社がそれぞれでスチュワードシップ活動についての自己評価を実施しました。

また、自己評価の内容は、旧三井住友アセットマネジメントは FD 第三者委員会、旧大和住銀投信投資顧問は責任投資委員会において、経営から独立した立場からモニタリングいただき、取りまとめたものです

2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）のステュワードシップ活動の自己評価 （旧三井住友アセットマネジメントの活動）

【総括】

2018年度、当社（旧三井住友アセットマネジメント）はお客さま・受益者の皆さまの利益のため、投資先企業の企業価値向上を促すために、引き続きステュワードシップ活動に積極的に取り組みました。その結果、アナリスト・ファンドマネージャーが行う調査・分析が深化し、エンゲージメントの基盤となる投資先企業との信頼関係の構築が進むなど、「日本版ステュワードシップ・コードの受入れについて」で掲げた目指すべき姿に向け着実にステップアップしていると自己評価をしております。2018年度に行った主な取組み・改定等は、以下のとおりです。

1. ファイデューシャリー・アクションプランの実施状況、FD 第三者委員会の提言を公表しました（2018年6月・11月）
2. 議決権行使は、保有企業全議案について議決権行使ガイドラインに則った行使を行い、また議決権行使結果の個別開示を引き続き実施しました（2018年5月・8月・11月・2019年2月）
3. 日本版ステュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価（2017年度）を公表しました（2018年8月）
4. 他の機関投資家と協働で企業と対話を行う集团的エンゲージメントを継続しました（2018年度中）

以下に、日本版ステュワードシップ・コード各原則の遂行状況に対する「2018年度の実績」についてご報告いたします。

【2018年度の実績】

原則1：ステュワードシップ責任を果たすための方針

- ・従来からの施策に加え、企業調査グループにおける人員採用など、運用・リサーチ体制の一段強化を進めました。
- ※ 当社は「国連の責任投資原則（PRI）」の2019年評価レポートにおいて、総合評価（戦略とガバナンス）で最高位の「A+」を引き続き取得し、ステュワードシップ責任を果たすための取組みについて、高い評価を得ています。

原則2：ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

- ・利益相反関係等、ファイデューシャリー・デューティー全般をチェックすることを目的とするFD 第三者委員会から四半期ごとに提言を受け、その内容を2018年6月と11月に公表しました。
- ・議決権行使について、利益相反への適切な対応のため、引き続き、保有企業全議案について議決権行使ガイドラインに則った行使、および議決権行使結果の個別開示を行いました。

原則3：企業の状況把握に関する方針

- ・2018年度に当社アナリストが実施した企業コンタクト件数は延べ約6,000件（2017年度約5,300件）、うち個別ミーティングは約4,100件（同約3,500件）、取締役・執行役員への個別取材は1,000件超（同約910件）となりました。
- ・個別ミーティングでは、投資戦略、資本政策、株主還元など経営戦略全般、議決権行使、ESG等をテーマにエンゲージメントを行いました。
- ・エンゲージメント運用グループではアナリストと協働して、的を絞った企業を対象にエンゲージメントを行い、企業価値向上のための提案を繰り返し行いました。

原則 4 : エンゲージメントに関する方針

- ・ROE 向上やガバナンス強化につながる経営戦略をテーマとしたエンゲージメントを重点的に行いました。一例として、経営陣のみならず社外役員も低炭素社会への移行リスクも踏まえた企業価値向上の議論を行っているのか、マテリアリティが現場に浸透しているのかについて対話を行い、それらの姿勢を窺うことができるよう情報開示についての意見表明を行いました。
- ・ESG について、自動車の電動化進展に伴い関連するビジネスに投資家が懸念を持っていることを伝え、電動化進展度合いに応じた自社ビジネスへのインパクトを示すシナリオ分析の必要性について議論を行いました。
- ・他の機関投資家と協働で企業と対話を行う、集团的エンゲージメントを引き続き行いました。

原則 5 : 議決権行使、行使結果の公表に関する方針

- ・議決権行使について、2018 年度（旧三井住友アセットマネジメントとしては 2018 年 7 月-2019 年 3 月総会分）も保有企業全議案について議決権行使ガイドラインに則って議決権を行い、当該期間（9 ヶ月間）の会社提案に対する反対率は 26.6%～31.3%となりました。
- ・議決権行使の恣意性を極力排除するために策定、公表している議決権行使ガイドラインでは、適正なコーポレートガバナンスの実現、ROE 水準の底上げ等を狙い、企業価値向上を目的に高めの基準を設定しました。特にグローバル水準で見劣りする ROE については、株主資本コストおよび上場企業中位値（上位 50%）を 3 年連続して下回った場合、3 年以上在任の取締役選任議案等に原則反対しました（2018 年 7 月-2019 年 3 月総会では ROE 基準の直近値を約 7%としました）。
- ・当社は議決権行使および投資先企業との対話を通じて、企業価値向上に引き続き強くコミットしてまいります。

原則 6 : スチュワードシップ責任への取組み状況の報告に関する方針

- ・投資一任契約のお客さまの求めに応じ、適宜、スチュワードシップ活動に関する報告を行うとともに、受益者の皆さまに対して、2018 年 4 月 - 2019 年 3 月のエンゲージメント活動実績をホームページ上で公表しました。

原則 7 : スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

- ・企業調査グループにおける人員採用等により、体制を一段と強化しました。
- ・議決権行使部会を 23 回、エンゲージメント部会を 10 回開催し、スチュワードシップ活動について振り返り、課題の発見・検証を通じて、活動内容の改善を図りました。

(旧大和住銀投信投資顧問の活動)

【総括】

2018 年度のスチュワードシップ活動の取り組みと責任投資委員会の評価

当社（旧大和住銀投信投資顧問）は報告年度において、2018 年実施の自己評価を踏まえ、責任ある投資家として、以下に記載の通り、スチュワードシップ活動のさらなる強化に向けさまざまな施策を実施しました。

加えて、2019 年 4 月に旧三井住友アセットマネジメントと経営統合する運びとなったことから、かかる活動に長年積極的に取り組んできた両社が経営統合し、さらにスチュワードシップ活動の強化を図るべく、さまざまな準備を行ってまいりました。

これに対し、旧大和住銀投信投資顧問、ならびに新会社である三井住友 DS アセットマネジメントの責任投資委員会において、独立社外取締役の評価を受け、以下の意見をいただきました。

1. 旧大和住銀投信投資顧問及び新会社である三井住友 DS アセットマネジメントのスチュワードシップ活動は、正しい方向に向け強化されていること
2. 運用プロセスとのさらなるインテグレーションやエンゲージメント活動を投資リターン向上につなげる取り組みの強化を進めるべきであること

(プリンシプル・ベースに基づく議決権行使判断)

責任投資推進室のエンゲージメント結果、ファンドマネージャー及び企業アナリストの日常的なコンタクトを踏まえた投資判断を、議決権行使における賛否判断に適切に反映しました。

2018 年 6 月総会において主要議案に当社が反対を行った投資先企業に対話を呼びかけるレターを送付し、企業側の考え方や実態に関して聴取を行い、また当社の判断基準や議決権行使の原則を投資先企業に伝えるなど、対話間口のさらなる拡大に努めています。

(ESG リスクに関するエンゲージメント強化)

相次ぐ品質偽造、データ改ざんの発生や、人手不足等に起因する現場力低下の懸念を踏まえ、「重大な企業インシデントや企業不祥事等による企業価値毀損」を回避すること目的として、ESG リスクに関する企業の内部統制体制の実情や、経営トップの意識や危機感、企業文化などに関して投資先企業との対話を行いました。

【2018 年度の実績】

原則 1 : スチュワードシップ責任を果たすための方針

旧大和住銀投信投資顧問と新会社ともに日本版スチュワードシップ・コード受入文書を HP において開示しております（旧社は 3 月末で消去）。

HP リンク https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/stewardship/

原則 2 : スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

当社と密接な関係を有する企業および関連当事者等への議決権等行使に際しては、当社から独立した外部の議決権行使助言会社の意見に従った議決権等行使の賛否判断を行いました。

さらに、責任投資委員会が、スチュワードシップ活動における利益相反管理状況のモニタリングを行いました。

責任投資委員会における報告事項は以下の通りです。

1. 2017年度スチュワードシップ活動に関する自己評価についての承認～2018年3月
2. 議決権行使ガイドライン改訂の報告と説明～2018年5月
3. 議決権行使の利益相反管理状況に関する報告と行使状況の説明～2018年8月
4. 議決権行使結果の報告と説明～2018年8月、2018年10月、2019年1月
5. エンゲージメント活動実績の報告と説明～2018年8月、2018年10月、2019年1月

同委員会において、社外取締役から活発な質問・意見が示され、利益相反管理体制に関して確認が行われました。

原則3：企業の状況把握に関する方針

中長期視点に基づく非財務情報の評価・分析の更なる強化に向け、スチュワードシップ委員会エンゲージメント部会において責任投資推進室、ファンドマネージャー及び企業アナリストが情報の共有、エンゲージメント方針の摺合せ、好事例の共有を行いました。

また国内企業のESG課題に対する取り組みをグローバル比較で評価する観点から、グローバルベースのESGデータベースの利用を開始しました。

原則4：エンゲージメントに関する方針

中長期的視点から投資先企業の株主価値および資本効率を高め、持続的成長を促すべく、経営力強化に向けての取締役会強化の取り組みの確認、働きかけやESG課題への取り組みを促すなど幅広いテーマで、責任投資推進室主導のエンゲージメントを2018年4月～2019年3月の期間においては、延べ192社と実施しました。

これに加え、ファンドマネージャー及び企業アナリストが行う企業とのコンタクトに際しても、資本コスト認識、株主還元策の妥当性、経営ビジョンや今後の企業戦略の妥当性に関する対話を実施しました。

原則5：議決権行使、行使結果の公表に関する方針

当社はプリンシプル・ベース・アプローチを採用し、行使対象企業の実態や、個社ごとの問題点を踏まえ、さらにファンドマネージャー及び企業アナリストから当該企業経営者に対する評価や今後の見通しを聴取の上、賛否判断を行っています。

原則6：スチュワードシップ責任への取り組み状況の報告に関する方針

2018年8月に、2017年7月～2018年6月総会における議決権行使結果を個別企業ごと、個別議案ごとに開示しました。

原則7：スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

当社は、

- ・ インベストメント・チェーンの責任ある担い手として、上場企業の「稼ぐ力」向上に向けた建設的な対話を行うこと
- ・ ESGをはじめとする中長期の観点に立った、非財務情報の評価・分析力の強化

の2つを重視し、当社経営陣や独立社外取締役が議論に加わり、さらなる体制強化に向けた取り組みを上記のとおり実施しています。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの遂行に関する体制構築と今後の方針

【スチュワードシップ活動に関わる新会社の体制構築について】

当社においては、「旧三井住友アセットマネジメントのスチュワードシップ推進室」と「旧大和住銀投信投資顧問の責任投資推進室」が統合し責任投資推進室となり人員は7人(専任5人、兼任2人)になりました。

また責任ある機関投資家として、以下を表明しました。

1. 「議決権行使判断基準」(当社の統一行使基準)
2. 「日本版スチュワードシップ・コード受入について」
3. 「利益相反管理方針」

(議決権行使判断基準)

統合に先立ち、当社の統一行使基準を以下の方針を基に作成しました。

1. 株主価値に資する議案であるか否かを重視すること
2. このためプリンシプル・ベース・アプローチを採用し、企業との対話内容や中長期観点に立った評価を反映し、賛否判断を行うこと

(スチュワードシップ活動強化の方向性について)

当社においては以下のスチュワードシップ活動強化策を行うこととしております。

1. 旧2社の好事例を持ち寄ることで、スチュワードシップ活動の更なる強化を図ること
2. 議決権行使結果の個別開示を年4回とし、利益相反懸念を払しょくするとともに、対象企業との対話を積極化させること
3. グローバルなESGデータベースの整備を行うことで、投資先企業の中長期観点に立った非財務情報の分析を強化すること

(利益相反管理方針)

責任投資委員会がスチュワードシップ活動(特に議決権行使)における利益相反懸念がある議案の適切なモニタリングを行うこととしました。

責任投資推進室は、議決権行使結果を効率的にデータベース化し、株主会社の行使結果、株主会社出身者の役員選任議案、株主会社と関係が深い企業の行使結果を抽出し、責任投資委員会に報告できる体制を整備しました。

【今後の方針】

原則 1：スチュワードシップ責任を果たすための方針

投資先企業等の中長期キャッシュフロー増大ひいては株主価値の持続的向上に向けた取り組みを引き続き強化します。

原則 2：スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

責任投資委員会で利益相反懸念に関するモニタリングを行い、更なる体制強化を進めます。

原則 3：企業の状況把握に関する方針

ESG ファクターを含む中長期/非財務情報に関する分析/評価能力の更なる向上に努めてまいります。

原則 4：エンゲージメントに関する方針

「一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム」に参画しており、集团的エンゲージメントの枠組みを適宜活用してまいります。

原則 5：議決権行使、行使結果の公表に関する方針

プリンシプル・ベースの議決権行使判断プロセスを採用しており、投資先企業等との対話を踏まえ、行使対象企業の現状の取り組みと今後の変化の見通しに着目した行使判断に注力いたします。

原則 6：スチュワードシップ責任への取組み状況の報告に関する方針

様々なアセットオーナーの意向を踏まえつつ、効率的で効果的な報告に努めてまいります。

原則 7：スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

利益相反管理体制、投資先企業等に対するエンゲージメント力を一段と強化するとともに、投資判断プロセスとの一体化の深化に努めてまいります。